

令和02年11月11日現在

新型インフルエンザ等感染症発生時における業務継続計画（BCP）

社会福祉法人岳瑛

1 目的

本計画は、日本国内で新型インフルエンザ等の大流行が懸念される場合に備え、当施設の実施すべき事前対策、感染防止対応ならびに業務の継続・縮小・休止に関する行動基準・実施事項等を定める。

2 基本方針

当施設の社会的責任を全うするため、本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者は相対的に体力が弱いことに留意して感染防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能をできる限り維持する。
③ 職員の安全確保	業務の特性上、職員は一般企業と比べ感染リスクが高いことに留意して感染防止に努める。

3 対応責任者

第1位 社会福祉法人岳瑛 理事長
第2位 ①こども園②保育園 園長
第3位 ①こども園②保育園 主任
職務不能となった場合は、上記順位に従う。

4 警戒レベル（本施設独自）

警戒レベル5.	園児・職員に感染者が発生
警戒レベル4.	園児・職員の同居者またはそれに準じる者に感染者が発生
警戒レベル3.	園児・職員の同居者またはそれに準じる者に濃厚接触者が発生
警戒レベル2.	近隣地域に感染者発生直後
警戒レベル1.	通常警戒

注：2～5について：回復後、検査陰性確定の数日後には警戒レベル1に引き下げる。

HPおよび園内掲示

5 情報公開基準（本施設独自）

警戒レベル5. 園児・職員に感染者が発生
⇒施設名・人数・PCR検査結果を原則公表する。
警戒レベル4. 園児・職員の同居者またはそれに準じる者に感染者が発生
⇒園児・職員が濃厚接触者であると確定した時点で、施設名・人数・検査結果を原則公表する。
警戒レベル3. 園児・職員の同居者またはそれに準じる者に濃厚接触者が発生
警戒レベル2. 近隣地域に感染者発生直後

警戒レベル1. 通常警戒

⇒警戒レベルの公表で必要十分です。ご自身で判断して下さい。

6 業務分類

本計画では、当施設の業務を重要度に応じて4段階（A-D）に分類し、事態の進展に合わせて優先度の低い業務から順番に縮小・休止することで、利用者の健康・身体・生命を守る機能のできる限り維持する。

業務分類	概要	業務
A	通常時と同様に継続すべき業務	食事・保育
B	感染予防・感染拡大防止の観点から新たに発生する業務	利用者家族等への各種情報提供，空間的分離のための部屋割り変更，施設内の消毒／感染物の処理，来所者の体温測定，特定接種／集団接種対応 等
C	規模・頻度を減らすことが可能な業務	行事・外出・体操
D	休止・延期できる業務	上記以外

7 優先業務について

園児の保育が優先業務のため、可能な限り業務継続できるよう、体制を整える。イベントや園外保育等は中止または延期する。

	警戒レベル1	警戒レベル2～3	警戒レベル3～5
感染予防対策	<p>■感染予防対応の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児・ご家族に発症者がした場合，保育園に連絡してもらうよう依頼。 ・園児にマスク装着・手洗いがいなどの教育を行う。 	<p>■感染予防対応を本格的に実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅で検温し，結果を登園時に共有する。 ・送迎時にマスクや擦式手指消毒剤を活用し，外部からの感染防止を図る。 ・園児・職員にマスクを装着させる。 ・水回り，トイレだけでなく，遊具など園児が接する機会が多いものは除菌を徹底する。 ・行政より臨時休業の要請が出される場合があることを利用者・ご家族に周知する。 	<p>■感染予防対応を継続的に実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園で発症した場合，一時的に隔離した上で，家族に連絡し，迎えを依頼する。不可能な場合は，可及的速やかに医療機関と連携する。 ・帰宅後に発症した場合，園児本人と濃厚接触者の登園を禁止する。 ・患者が多く発生した場合は，利用者・職員の感染予防の観点からサービスの臨時休業を検討し，利用者・家族に周知する。
業務	<p>■業務継続対応実施に関する家族等へのアナウンスを中心に行う</p>	<p>■業務継続対応の準備を中心に行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の行事や外出，危 	<p>■業務継続対応を本格的に実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開園維持が重要であり，限

業務継続のための	・感染拡大時には保育園が閉園する可能性を説明する。	険を伴う体操など原則中止する。	られた人数でも対応できるよう、業務Aに注力する。
	・食材調達に関わる事業者とは感染拡大時の対応について事前に相談する。	・園児に過度なストレスを与えないよう絵本の読み聞かせ、園庭・自由部屋の開放など配慮する。 ・近隣の保育園と連携して地域としての保育体制構築を検討する。	・食事はレトルト食品や配送を活用するなど省力化を検討する。

8 差別防止策（本施設独自）

以下、関係者に徹底する。

※適切に感染予防に努めていて感染された方に全く落ち度はない。

※本施設より個人名が特定される情報を発信しない。

※適切に感染予防に努めていて感染された方、濃厚接触者になられた方、念のために検査等を受けられる方、前線でコロナ禍と闘われている医療関係者、密の中子ども達を面倒を見ている保育者等に全く落ち度はない。

※不正確な情報や推測に振り回されない。

※万一、本園関係者（園児・保護者・職員・施設）が看過できない実害を被った場合は法的手段を含めて対応する。

9 職員配置

職員名簿にて検索し、シフト等を作成

10 用語の定義（参考）

本計画において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

用語	定義
① 新型インフルエンザ等	感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症，及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速に蔓延するおそれがあるものに限る）をいう。
② 発生段階	国における「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」で規定されている新型インフルエンザ等の流行レベルをいう。
④ 感染予防対応	新型インフルエンザ等の発生時に感染予防・感染拡大防止・感染者対応等の観点から必要となる対応事項
⑤ 業務継続対応	新型インフルエンザ等の発生時における業務の継続・縮小・休止等の観点から必要となる対応事項